

青森県立保健大学オープンアクセスポリシー

令和7年4月1日

(趣旨)

- 1 青森県立保健大学（以下「本学」という。）は、理念として、青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて、「いのち」を育んできた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成することを目指している。この理念の下、保健、医療及び福祉の教育研究拠点として、本学の知的資源を広く発信し、学術研究のさらなる発展に寄与し、その成果を地域社会および国際社会に還元し、持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(定義)

- 2 本ポリシーにおける研究成果とは、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された、本学に在籍する研究者等（以下「研究者」という。）を著者とする学術論文とする。

(研究成果の公開)

- 3 本学は、研究成果を、青森県立保健大学リポジトリ（以下「本学リポジトリ」という。）又はその他当該研究成果の著者が選択するオープンアクセス実現方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

- 4 著作権等の理由で研究成果の公開が不適切であるとの申出が著者からあった場合、本学は当該研究成果について非公開とすることができる。

(適用の不遡及)

- 5 本ポリシー施行前に出版された研究成果や、本ポリシー施行前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

(本学のリポジトリへの登録)

- 6 研究者は、研究成果を本学リポジトリで公開することを選択した場合は、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。本学リポジトリに関する事項は、「青森県立保健大学リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(ポリシーの見直し)

- 7 本ポリシーは、社会情勢や研究環境の変化に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

(その他)

- 8 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。